

第9回 武蔵野市男女共同参画推進委員会会議要録

日 時	平成 25 年 7 月 2 日 (火) 午後 7 時～9 時
場 所	武蔵野プレイス スペースC
出席者 (敬称略)	<p>委 員・・・阿部敏哉、伊藤隆子、小川拓哉、栗原毅、権丈英子（委員長）、春原由紀（副委員長）、竹内寿恵子、野田順子、原利子、二子石薫、松井滋樹</p> <p>市担当・・・子ども家庭課子ども家庭支援センター担当課長・子ども家庭支援センター課長補佐、統括指導主事</p> <p>事務局・・・市民活動推進課男女共同参画担当職員</p> <p>傍 聴・・・2名</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 8 回会議要録の確認について 2 第三次計画の理念について 3 第三次計画の重点課題について <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を要する男女への支援 ・人権の尊重と男女共同参画意識の普及 4 次回の日程確認について <p style="margin-left: 40px;">第 10 回委員会 日時：7 月 29 日（月）午後 7 時～9 時</p> <p style="margin-left: 40px;">会場：武蔵野プレイス 3F スペースC</p>
議事要旨	<p>1 第 8 回会議要録の確認について</p> <p><事務局></p> <p>■ 第 8 回会議要録について、修正があれば委員会後 1 週間の中に連絡いただきたい。</p> <p>2 第三次計画の理念について</p> <p><委員></p> <p>（配布資料を基に委員より説明）</p> <p>■ 第二次計画の理念は、「男女が互いの人権と能力を尊重し合い働き方や生き方を柔軟に選択できる、男女共同参画のまちづくり」である。男女共同参画基本法を読んでみて、「対等な構成員」や、「均等に社会的、経済的に参加していく」という言葉を、理念の中に入れてほしいと思い提案した。人権の尊重、お互いの尊重と言っても、女性が差別を受けている実態をどうにかしたい。「互いの人権を尊重し合い」という優しい言葉ではこれ以上進んでいかない。基本法の文言にかえて、対等や均等という言葉を取り入れ、平等でないところを直したいという気持ちを込めてはどうか。</p> <p><委員長></p> <p>■ 計画策定にあたり基本法に立ち返って考えるというのは、大切なことだと思う。</p> <p><委員></p> <p>■ 男女という枠組みの中で生きていない方たちもいる。さまざまな生き方を選択し</p>

ていくわけだから、性の多様性と生き方の多様性というものをお互い尊重し合おうという内容が、理念のところには盛り込まれるといいと思う。

<委員>

■ 『まなこ』は、市としての男女共同参画施策を発信する道具であるが、以前からむさしのヒューマン・ネットワークセンターの発信とのずれがあった。行政もこれからの発信の基本がより原則的になるという意味では、とても大事なことだと思う。

3 第三次計画の重点課題について

・特別な支援を要する男女への支援

<事務局>

■ 資料3を基に重点施策としての特別な支援を要する男女への支援について説明。

■ 資料11を基にひとり親家庭支援の現状について説明。

■ 資料4を基に高齢者及び家族介護者への支援について説明。

<委員>

■ 障害には、いろいろな種別があり福祉としてはどのようにこの計画の中に入れるのか、入れないのかについて、考えはあるか。

<事務局>

■ 若い世代からの生き方や働き方について男女共同参画にかかわる問題が指摘されており、その問題が高齢者に影響される。障害者においても、男女共同参画にかかわる問題が指摘されれば、同じような形で取り上げていく必要がある。

<委員>

■ 1点目は、「少子高齢化や核家族化の進展」、その次に「価値観の多様化」というものがあり、ここでのまとめでは、この「価値観の多様化」が、その後の家族機能の低下や地域社会の人間関係の希薄化などの原因であると読める。そういう認識でよろしいのか。

2点目として、市では、支援者が虐待しているという報告はないのか。

3点目は、ひとり親家庭において、自立支援をキーワードとしているお話があったが、金銭的な生活補償みたいなことを自立支援とイメージされているのか。母子・父子とで置かれている状況が相当違うと思う。母子家庭の場合は経済的な困窮が大きな課題と理解しているが、父子家庭の場合は必ずしもそうではない。父子家庭の課題に関しては、父子家庭の自立と考えたときに、どこを課題として見ているのか。

<事務局>

■ 価値観の多様化や少子高齢化は、家族機能の低下や地域社会の人間関係の希薄化のほうにかかってきており、それが原因で虐待や消費者被害等も深刻になっているという捉え方だと認識している。また、支援者からの虐待については、施設やヘルパー

事業者で働く支援者からの虐待は聞いていないと伺っている。

<委員>

■ 支援者による虐待等については、内部告発や利用されているご家族が第三者機関に申し出る等がある。ご本人の主張という形で出てくることもある。市内の介護福祉施設並びに介護保険事業所、通所型の通ってくるものとか訪問サービスでは、明確には出てきていないと認識している。ただ、実際ないとは言い切れないと思う。訴えがないと、表には出てこない。

<事務局>

■ 父子家庭の自立支援については、現在の施策だと金銭的な補償になっていると思う。母子家庭も含めて、他のやり方がないのか、検討していきたい。

<副委員長>

■ ひとり親家庭の自立として、メンタルケアのことについてはどうお考えか。

<事務局>

■ 実態として、経済的な相談が多くなっているところがある。心のケアというところまでは行えていないのが実感である。相談の体制について検討したい。

<副委員長>

■ ひとり親家庭になってからのケアとひとり親家庭になるまでのケアがある。その連続性というのが切れているように思える。各部署が一生懸命行っているのはわかるのだが、拡散していて、相談者が混乱してしまうように思える。

<事務局>

■ 離婚についての相談もあり、そこにはお金に関する相談もある。予備段階として相談に来られている方もいる。手当や制度の相談には乗っている。

<委員>

■ 親御さんによっては、学校に相談を持ちかけてこられる方もいる。そうした場合、子ども家庭支援センター等を紹介している。メンタルケアの支援・対応は、子どもの安定を図るために親の安定を図る必要があると考えている。親のメンタルヘルスケアのために、学校に来ている派遣相談員やスクールカウンセラーが話をし、ケアできるようなことは、どの学校でもされていると思う。

<事務局>

■ 家庭の問題については、市民活動推進課の市民相談係で女性総合相談を行っている。相談内容の内訳として、半分以上が家庭の問題のようである。必要があれば女性総合相談から法律相談につなげている。また、むさしのヒューマン・ネットワークセンターで昨年、「別れを選ぶそのまえに」という離婚の基礎知識を学ぶ講座を実施した。別れるか別れないかの前段階から、別れた後の相談支援ということまで流れはある。

<副委員長>

■ それがマップやフローチャートのようなもので図式化されていると理解しやす

い。暴力を受けたり、様々な思いをしている人は、この問題はここに相談に行くというだけの理性的な、あるいは合理的な判断をみんなができるとは思えない。

<事務局>

■ 基本的には、相談につながれば必要な支援につながるということは言えるかと思う。相談窓口が市民の皆様によくわかっていただければ、一番いいと思う。

<委員>

■ 資料5を基に高齢者の孤立等の現状と課題について説明。

2025年、団塊の世代の方々が75歳以上になるため、いろいろな問題が出てくるだろうということで、介護保険法も変えたりという動きがある。

日本型福祉の特徴として、まず自助があり、次が家族による支えがある。そして地域社会による相互扶助があって、最後に出てくるのがいわゆる公助である。障害や高齢分野、子育て、保育でも同じような考え方で日本は制度を構築していくということがある。

このような考え方の上に、2000年以降、介護保険制度ができ上がった。国が示すこれからの高齢者福祉の主たる課題というのが4点ある。1点目は、75歳以上の高齢者の全人口に占める割合は、2055年には、25%を超える見込みである点である。2点目は、65歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者が増加していくという点である。3点目は、世帯主が65歳以上の世帯のうち、単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく点。4点目は、首都圏をはじめとする都市部において、今後急速に高齢化が進む点である。

当事者の課題として、独居高齢者の実態調査を見ると、「日常の交流相手」について、男性の特徴としては「特にいない」とか「その他」を合わせると25%で約4分の1がほとんどいない状況である。

介護を理由に離職した人に関しては、平均年齢が53歳ほどである。仕事をやめた経験があるというのは、女性の方が3人に1人ぐらいとかなり高い。

認知症家族における相談の状況としては、夫や息子の相談が増えてきている。老老介護のことや、独身の子が親を看るケース等の問題が出てきていると思われる。

家族等による虐待は増えてきている。虐待の種類では、身体的な虐待が6割以上で一番多い。被虐待者、被害に遭っている方は76.2%が女性である。未婚の子との同一世帯が43.1%である。

介護従事者の課題としては、平均勤続年数が介護業界では大体4.4年。3年未満で40%ぐらいの方が退職してしまうという状態である。働く上での悩みとして、賃金が低い、人手が足りない、有給休暇がとりにくいという点があり、ここが介護へのマイナスイメージをつくる3Kと言われているところであると思う。都内の福祉従事者による虐待の状態として、虐待を行った職員の年齢は40歳未満が約4割である。虐待を受けている方は女性が約8割。

<委員>

■ 資料6を基に説明。

1点目は、自分の力を少しでも生かして、地域の中で業を行うことをできる仕組みをつくれないうことである。自活するための収入にはならなくても、やりがいを感じている方たちが多くいる。

2点目は、街の中に小さな仕事を生み出し、フルタイムではなく働きたい人とのマッチングを進めることができないかという点である。

次に就労継続支援では、職場への適応支援や、職場で起こってきた問題を考えて解決していくところをサポートできるような仕組みを準備できないかと考えている。

家庭への支援として、一時預かり、家庭訪問がある。例えばひとり親家庭のお母さんがフルタイムで働こうと思うときに、それを支えるような仕組みがあるとよい。

地域については、コミュニティセンターをもっと活用できたらと思う。コミュニティセンターが一つの地域の拠点・核になって、人がつながっていく形の支援をつくりたい。

DVについては、予防として、子どもに対する教育が大切だと思う。小学校のときから家庭の中での暴力に対して伝えていく取り組みが必要だと思う。相談としては、市役所の外にセンターを置いて、そこにDVの相談窓口を一本化する。誰もが行き来しやすい、オープンな場所の中にそれがあって、ほかの人に紛れて、相談の場所に困っている人がたどり着けるような配慮が必要だと思う。女子トイレの中に相談案内のカードを置いたり、『まなこ』でDVを特集し、全戸配布する等の工夫ができると良い。民間シェルターや支援プログラムに対して、運営の支援を行ってはどうだろうか。

女性総合相談は、カウンセリングをする場所ではないため、必要な場所につなぐ窓口として位置づけたほうが良いと考えている。男性相談ということも今後は必要になるだろう。平日の日中の相談が難しかったり、相談すること自体が苦手なところがあるようだ。メールでの相談を検討することなどが必要ではないか。

ハラスメントについては、男性が自分の行為に自覚できていない場合が多いと思う。これがハラスメントなんだということを男性職員に理解してもらう必要がある。

マイノリティーの方については、子どものときから、そういう人たちが傷つかないようなクラスの雰囲気作りが必要だ。そのためには先生が理解して、そういう子たちに大丈夫だよという雰囲気を先生が発散してくださるといい。

虐待については、虐待をする人が孤立してどこにもつながっていないという状態がある。介護している人でここに電話すればいいということがわかるようなメッセージを市が発信するのがよいと思う。

<委員>

■ 母子家庭困窮、父子家庭は困窮ではないという点について、実はそうではない。確かに母子家庭の平均所得と父子家庭の平均所得を比べたら、父子家庭の平均所得のほうが高い。一方、父母の両方とも健在の家庭に比べたら、父子家庭の平均所得は低

い。さらに、父子家庭の中では困窮している家庭もたくさんあるという事実がある。最近まで児童扶養手当も母子家庭だけで、父子家庭は対象ではなかった。父子家庭に対する不平等さがあると思う。また、国や都の施策で足りていない部分を、市で補てんするといった考えはないのか。

<事務局>

■ 経済的に困窮している父子家庭も多くいるという認識がある。また、住宅費等の補てんの問題については、市でひとり親家庭の住宅費助成(1万円)を行っている。他の自治体と比べると、レアなケースである。経済的な支援については検討していく必要があると思っている。

<事務局>

■ 資料7を基に人権の尊重と男女共同参画意識の普及について説明。

■ 資料9を基に学校教育の取り組みについて説明。

■ ヒューマン・ネットワークセンターの事業概要を基に説明。

<副委員長>

■ P T A活動への男性の参加促進という点において、会議の開催時間については、夜にやるなどの考慮はされているのか。

<事務局>

■ 集まる時間帯については、一長一短があると思う。子どもが夕飯を食べるときには帰りたいという役員の方もいる。最近、P T Aの広報紙を作成する際にメール等でやりとりをして、できるだけ集まらなくてもいい工夫をしていたりする。

先生たちが参加する活動の場合、難しいのが先生方の勤務時間外になってしまい、ボランティア的な活動となり、そこに出なさいという勤務命令はできない。

<委員>

■ 性教育が性に関する指導という表現に変わったということで、今の日本全体として性教育が後退してきているのではないかという印象がある。性そのものに対する、また性行為に対する教育をある程度復活してほしいと思う。性交渉についての正しい理解を持つということが、性的な男女間の平等観というあたりと関係しているのではないだろうか。性に関する指導の中に人権意識も入れてほしい。

<事務局>

■ 公立小学校の場合は、学習指導要領にのっとった内容になるため、そこに示された内容が基本となる。学校としてもやるべきことはきちんと行いながら、十分注意していかなければいけないという認識は持って指導している。

4 その他・次回の日程

<事務局>

■ 【第11回】8月20日(火) 武蔵野プレイスのスペースC

【予備日】 9月3日(火) スイングのレインボーサロン

【第12回】 9月26日(木) スイングのレインボーサロン

第10回の7月29日については、DVの基本計画の骨子、ヒューマン・ネットワークセンターのことなども含めた推進体制と理念について検討。8月26日(火)の11回目と9月26日(木)の12回目については、報告書のまとめについて検討する。11回目のときには全体が見えるような形にする。

<委員長>

■ 次回は、今事務局が説明された3点を協議する予定である。また、他に残っている課題があれば取り上げ、第11回には報告書全体の素案を検討したい。

<事務局>

■ 報告書をもとに10月くらいには市の計画案をつくり、それをもとに11月下旬か12月初旬にパブリックコメントを出す。市の計画案をつくる際に、もう一度庁内各課に確認する必要がある。1月に市の計画案を完成させ、2月の議会に報告する予定である。予備として9月3日を実施するか、10月まで延ばせるか、調整する。

<委員長>

■ 報告書を出してから、市の計画案をつくるまである程度の時間をとりたいということだが、報告書と計画案とでは大分中身が違うということか。

<事務局>

■ 事業としてどこまで入れ込むかということになる。各課との調整ができて、こういった事業計画でよいとする判断ができれば、今回の報告書がそのまま市の計画案になることもある。

<委員長>

■ 委員会の報告書を概ね取り入れて市が計画を策定するという場合と、報告書の一部のみが採用されるかもしれないという場合では、報告書の内容も違ってくると思う。基本的に報告書をベースにした形の計画ができるという位置づけでよろしいか。

<事務局>

■ 基本的にはそういうことである。

次 回

- ・日時：平成25年7月29日（月）午後7時から9時
- ・会場：武蔵野プレイス スペースC